

計算書類の注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 会計処理について 「社会福祉法人会計基準」(社援第310号厚生省通知、以下「会計基準」という。)によって処理しています。

(2) 消費税について 消費税は税込経理方式によって処理しています。

(3) 資産の評価方法 貯蔵品 最終仕入原価法によっています。

有価証券 有価証券は保有していません。

(4) 引当金の計上基準

1. 退職給与引当金の計上基準 岐阜県退職金共済における退職給与引当金額によっています。

2. 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は計上していません。

3. 徴収不能引当金の計上基準 徴収不能引当金は計上していません。

(5) 減価償却の計上基準 減価償却の方法は、次のとおりとする。

1. 有形減価償却資産については定額法

2. 無形減価償却資産については定額法(残存0円)

3. 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)によるものとする。

4. 減価償却資産の残存価額は、次のとおりとする。

・ 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価額(1円)まで償却を行うことができるものとする。

・ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却をすることができるものとする。

・ 無形固定資産

無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。

2. 重要な会計方針の変更

会計方針の変更はありません。

3. 基本財産の増減金額

基本財産の増減はありません。

4. 基本金及び国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当する取り崩しはありません。

5. 担保に供されている資産の種類及び金額

担保に供されている資産はありません。